

山梨県公報

第千四百七十一号

平成十六年

四月二十二日

木曜日

目次

児童福祉法に基づく指定試験機関の指定……………三〇七

訓令

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………三〇七

公告

開発行為に関する工事の完了について……………三〇七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三〇七

公安委員会

技能検定員等審査の実施……………三〇八

遊技機の型式の検定……………三〇九

告示

山梨県告示第二百十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の九第一項の規定により社団法人全国保育士養成協議会を指定試験機関として指定したので、告示する。
平成十六年四月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

訓令

山梨県訓令甲第八号

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年四月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県行財政改革推進本部規程(平成十五年山梨県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項中「総合政策室長」を「企画部長」に改める。
第五条中「総合政策室」を「企画部新行政システム課」に改める。

別表第一中「政務理事 出納長」を「副知事 出納長 政策秘書室長」に、「商工労働観光部長」を「商工労働部長 観光部長」に、「土木部長 リニア推進長 総合政策室長」を「土木部長」に改める。

別表第二中「商工労働観光部次長」を「商工労働部次長 観光部次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年四月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

北都留郡上野原町上野原字裏大越路七七九六の一、七七九七、七八〇〇、七八〇一、七八〇三の二、七八〇三の三、七八〇三の五、七八〇三の六、七八〇四の二、七八〇四の三、七八〇六、七八〇七、七八〇八及び七八〇九の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県北都留郡上野原町上野原七千八百六番地 医療法人社団 恵風会 理事長 山下真

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十六年四月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町玉川字冷久保五三三の一、五三三の三、五三三の四、五三三の五、

- 五三三の六、五六五の五、五六六の一、五六六の五、五六六の六、五六六の七、五六六の八、五六六の九、五六六の一〇、五六六の一、五六六の二二及び五六六の二三
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市德行四丁目十五番二十九号 有限会社甲斐地所 代表取締役 川崎昭志

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年四月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 東八代郡御坂町夏目原字カウド一―二二の一、一―二二の五、一―二六、一―二八、一―一九の一、一―一九の二、一―一九の四、一―二二の二、一―二二の三、一―二二の七、一―二三の九、一―二三の二〇、一―二四の五、一―二六、一―二八、一―二九の一及び一―三三並びに字下白金一―三三の一、一―三五、一―三六、一―三七の一、一―三七の二、一―四〇の一、一―四四の一及び一―四六の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建設部及び石和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市下吉田五八五〇番地の一 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成十六年四月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

- 一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許（以下「特定第一種運転免許」という。）、普通自動車運転免許（以下「普通自動車免許」という。）並びに大型及び普通自動車第二種運転免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

- 二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成十六年五月二十四日（月）及び五月二十八日（金）
（午前九時から午後四時まで）

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

- 三 受付期間及び場所

1 期間

平成十六年四月二十三日（金）から平成十六年五月十七日（月）まで

2 場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

教習所指導係

- 四 審査内容

- 1 技能検定員審査
技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査
教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
- 1 技能検定員審査
 - (一) 特定第一種運転免許
一万四千七百五十円
 - (二) 普通自動車免許
二万五百円
 - (三) 大型自動車第二種免許等
二万二千五百円
 - 2 教習指導員審査
 - (一) 特定第一種運転免許
九千八百五十円
 - (二) 普通自動車免許
一万二千五百円
 - (三) 大型自動車第二種免許等
一万二千五百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。
- 六 その他
- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。
 - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請すること。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年四月二十一日までとする。

平成十六年四月二十二日

山梨県公安委員会
委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要		検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名 製造又は輸入業者名	
株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二番地	遊技機の種類及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	型式名 ディーアールエムEX 株式会社大一商会	四〇〇〇七一
株式会社パイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	型式名 ドンドン パイオニア 株式会社パイオニア	三四〇九四〇
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	遊技機の種類及び区分 回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	型式名 シユヤクハゼ二ガ 株式会社オリンピア	四四〇〇五五
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	遊技機の種類及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	型式名 CRピンクパンサIR 株式会社藤商事	四〇〇〇八九

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRピン クパンサ IC	株式会社藤商事	四〇〇二二〇
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR加ト ちゃん・こぶ 茶ハンド 編ワール D	奥村遊機株式会社	四〇〇二四七
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	加トちゃん・こぶ 茶ハンド 編ワール D	奥村遊機株式会社	四〇〇二四七
奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目一番一八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRモナ コパーテ ITS	奥村遊機株式会社	三〇一〇三三
株式会社サンセイアルアン ドテイ 代表取締役 梅村義孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRピン V S	株式会社サンセイアルアン ドテイ	四〇〇二一六
株式会社サンセイアルアン ドテイ 代表取締役 梅村義孝	ぱちんこ遊技機	CRピン V	株式会社サンセイ	四〇〇二二二

孝 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番一三三号	規則第六条第一号イ(別表第二) 動役物	CRピン V M	株式会社サンセイアルアン ドテイ	四〇〇〇八八
----------------------------	------------------------	----------------	------------------	--------